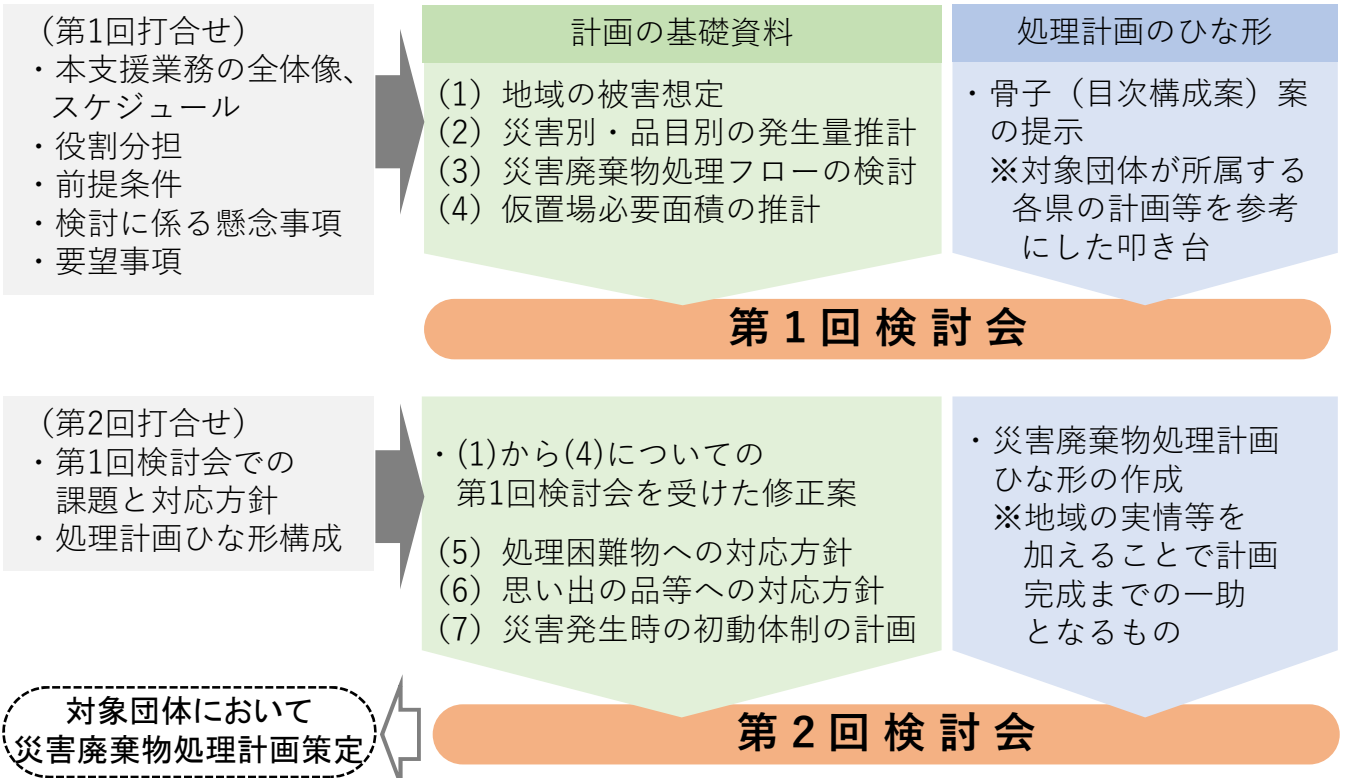


令和2年度東北地方ブロックにおける大規模災害に備えた地方公共団体による 災害廃棄物処理計画作成支援等業務実施概要 【青森県 岩手県 宮城県 山形県 福島県】

■事業の目標

- ◎災害時の廃棄物処理課題に着目した実効性の高い災害廃棄物処理計画の作成を協議会構成員間で共有することにより、災害廃棄物処理計画策定率の向上を図る。
- ◎地方公共団体が独自に効率的に災害廃棄物処理計画の策定や見直しが可能となるよう、課題の抽出や情報の整理を目指す。
- ◎災害廃棄物対策を進める他の地方公共団体の参考となるよう、本事業で得られた知見を対象団体以外の東北ブロックの地方公共団体にも共有。

■事業の流れ



■対象団体と検討会の開催状況



◎青森県に所在する市町村

対象団体	第1回	第2回
黒石市	R2.9.4	R3.1.28
つがる市	R2.8.27	R3.2.12

◎岩手県に所在する市町村

対象団体	第1回	第2回
平泉町	R2.9.3	R3.2.18

◎宮城県に所在する市町村

対象団体	第1回	第2回
仙南地域広域行政事務組合	R2.9.9	R3.2.8

(白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町)

◎山形県に所在する市町村

対象団体	第1回	第2回
置賜広域行政事務組合	R2.8.31	R2.12.1

(米沢市、長井市、南陽市、高島町、川西町、白鷹町、飯豊町、小国町)

◎福島県に所在する市町村

対象団体	第1回	第2回
郡山市	R2.9.17	R3.1.27
二本松市	R2.9.25	R3.1.28
南相馬市	R2.9.10	R3.2.4
会津若松市	R2.9.24	R3.3.19
南会津町	R2.9.30	-

■実施概要

(1)地域の被害想定

- 災害廃棄物処理対応を検討するため、地震被害及び水害を対象として、既往調査の想定被害の中から最大規模のものを適用。
- 水害による災害廃棄物発生量は、浸水エリア及び浸水深と建築物の位置情報から、地区別・浸水深別の被害棟数を求め（右表参照）、洪水浸水深ごとの建物被害率（治水経済調査マニュアル）を適用して推計。

◎浸水深別の被害棟数の推計例

市町	木造							
	0m	0-0.5m	0.5-3.0m	3.0-5.0m	5.0-10.0m	10.0-20.0m	20.0m	
米沢市	25,677	25,272	175	226	4	0	0	0
長井市	14,291	10,649	588	2,668	381	5	0	0
南陽市	15,943	15,454	28	311	110	40	0	0
高島町	8,082	6,401	713	919	47	2	0	0
川西町	5,283	3,763	96	939	430	55	0	0
白鷹町	8,142	6,915	75	705	309	138	0	0
飯豊町	3,930	3,930	0	0	0	0	0	0
小国町	3,529	3,529	0	0	0	0	0	0
計	84,877	75,913	1,675	5,768	1,281	240	0	0

市町	非木造							
	0m	0-0.5m	0.5-3.0m	3.0-5.0m	5.0-10.0m	10.0-20.0m	20.0m	
米沢市	2,556	2,514	18	23	1	0	0	0
長井市	892	663	37	167	24	1	0	0
南陽市	1,215	1,175	3	24	9	4	0	0
高島町	408	321	36	47	3	1	0	0
川西町	231	162	5	42	19	3	0	0
白鷹町	272	229	3	24	11	5	0	0
飯豊町	122	122	0	0	0	0	0	0
小国町	249	249	0	0	0	0	0	0
計	5,945	5,435	102	327	67	14	0	0

(4)仮置場必要面積の推計

- 必要面積は、集積量、見かけ比重、積み上げ高さ、作業スペース割合を想定して推計。

(5)処理困難物の対応方針

- 災害廃棄物に紛れ込んだ責任所在の不明な処理困難物は、一般廃棄物としての対応が必要になる。対象団体で発生が想定される処理困難物と対応方針を整理。
対象団体における処理困難物の例
 農業系廃棄物、太陽光発電設備等

(2)災害別・品目別の発生量推計

- 地域の建物特性を考慮するため建物延床面積あたりの発生量原単位を適用して推計。
- 推計対象は、解体がれき、片付けごみ、洪水堆積物。

(3)災害廃棄物処理フローの検討

- 実効性の高い災害廃棄物処理計画作成の参考とするため、再資源化率、最終処分率を想定した上で、処理フローを作成。

◎想定処理・処分率の設定例

項目	柱角材	可燃物	不燃物*2	コンクリートがら*2	金属類*2	洪水堆積物
焼却	0.16*1	1.0	—	—	—	—
再資源化	0.84	—	0.1	1.0	0.95	0.94
埋立処分	焼却量×0.1	焼却量×0.5*3	0.9	—	0.05	0.06*1

*1 「災害廃棄物対策指針技術指針【技1-11-2】」（平成26年3月）より想定

*2 平成28年熊本地震における災害廃棄物処理の記録

*3 令和元年東日本台風時の実績を適用

(6)思い出の品等の対応方針

- 思い出の品・貴重品、歴史的遺産・文化財等を対象として、取扱いのルールや対応事例を整理。

(7)災害発生時の初動体制の計画

- 発災後、生活環境保全上の支障の防止、災害廃棄物処理実行計画を策定するまでの、概ね3週間から1か月程度を対象として、指揮命令系統、タイムライン、必要資機材を検討・整理。

今後の課題

- 打合せ及び検討会を通じて、平時のごみ処理事業及び施設状況に留意しつつ計画の基礎資料やひな型の作成を進めたが、今後は、実効性を高めるためにも防災部署や土木部署等とも部局間調整を行う必要がある。さらに、発災後の全体の対応を踏まえた体制や計画となるよう、定期的な見直しが必要となる。